

「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、主に食品を取り扱う小売店（以下「食品小売店」という。）に対し、食品ロス（本来食べられるのに廃棄される食品廃棄物）及びその他の廃棄物の発生抑制と再生利用に向けた取組を呼びかけるとともに、取組を実践する食品小売店を、「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、市民及び事業者に広く紹介することにより、食品小売店から排出される食品ロス及びその他の廃棄物の削減を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 広島市内の食品小売店で、広島市暴力団排除条例（平成24年3月27日広島市条例第14号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないものとする。

(登録要件)

第3条 次の各号に掲げる取組項目を、3項目以上（第10号から第12号に掲げる項目を1項目以上含むものとする。）実践する食品小売店を協力店として登録する。

- (1) 包装の簡素化、適正化の推進
- (2) レジ袋の削減のための、買い物袋等の持参啓発の取組
- (3) 再生品の販売
- (4) 食品トレー、ペットボトル、缶、ダンボール、牛乳パック、廃食用油など4品目以上の店頭回収の実施
- (5) 製品の修理・補修の実施
- (6) ポスターの掲示等によるごみの減量・リサイクルに向けた啓発の実施
- (7) 不用品交換会、集団回収等を実施する地域の団体等に対し、自ら管理する土地の使用を認める等の支援の実施
- (8) ごみの減量・リサイクルを進めるための内部組織を設置する等推進体制の整備
- (9) その他、各店舗の創意工夫によるごみの減量・リサイクルの取組
- (10) 食品の、量り売り、小分け売りの実施
- (11) 食品廃棄物の、食品リサイクル施設でのリサイクル処分の実施
- (12) 寄附等による、売れ残り・規格外商品等の有効活用

(取組内容)

第4条 協力店は、次の各号に掲げる項目に取り組むこととする。

- (1) 前条で選択した項目を積極的に実践し、食品ロス及びその他の廃棄物の発生抑制と再生利用に努める。
- (2) 実行委員会から交付されたステッカー等を掲示し、利用者へこの取組について積極的にPRし、周知に努める。
- (3) 実行委員会が実施するこの取組に関する調査へ協力する。

(申込等)

第5条 協力店として登録を希望する食品小売店の代表者（以下「希望者」という。）は、申込書（様式第1号）を実行委員会へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出する。

2 実行委員会は、希望者から提出された申込書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、協力店一覧へ掲載するとともに、希望者に対してステッカー等を交付する。

(協力店の紹介)

第6条 実行委員会は、登録した協力店の取組内容等を、広島市のホームページ等で紹介する。

2 希望者は、応募した時点で店舗情報の掲載に同意したものとする。

(登録内容の変更)

第7条 協力店は、申込書（第1号様式）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、内容変更届（第2号様式）を実行委員会へ提出するものとする。

(登録の中止)

第8条 協力店は、取組内容が第3条に示す取組項目に合わなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、登録中止届（第3号様式）を実行委員会へ提出するとともに、ステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

2 実行委員会は、前項の届が提出された場合、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の取消し)

第9条 実行委員会は、協力店が要件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。